

医療用機器等の特別償却制度の適用対象の範囲

医療用機器等を「獣医業」の用に供した場合における特別償却制度の適用関係について、東京国税局に対し事前照会を行ったところ、本件の税務対応が明確化されたことにより今後、本制度が獣医療における特に高度医療用機器等の導入の推進・支援策として機能することが期待されることとなったので、地方獣医師会へ以下のとおり通知した。

21日獣発第277号
平成22年3月24日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

医療用機器等の特別償却制度の適用対象の範囲について

このことについては、かねてより地方獣医師会から獣医業が本制度の適用対象として税務当局に統一的に認知されるよう税務当局の見解の明確化を図ること等の要請を受けていたところです。

一般に、一定の要件を満たす医療用機器等を取得して「医療保健業」の用に供した場合には、租税特別措置法（以下「措置法」という。）第45条の2（医療用機器等の特別償却）に規定する特別償却制度（以下「本制度」という。）の適用対象となることとありますが、前記要請を受け、本会において医療用機器等を「獣医業」の用に供した場合における本制度の適用関係を整理するため、東京国税局に対し下記の事項について事前照会手続きに基づき照会したところ、照会のとおり解釈して差し支えない旨の回答を得たところとあります。

照会内容及び国税当局の回答の詳細については、国税庁のホームページの「申告・納税手続」の「事前照会の文書回答」の「所得税」及び「法人税」欄の平成22年3月11日付け照会事項において示されておりますが、本会の照会内容に対する税務対応が明確化されたことにより、今後、本制度が獣医療における特に高度医療用機器等の導入の推進・支援策として機能することが期待されることとなりまし

たのでお知らせします。

記

- 1 本制度は、「青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むもの」（措置法45の2）が適用対象法人となるが、この「医療保健業を営むもの」には「獣医業を営むもの」が含まれると解して差し支えないか
- 2 本制度の適用対象資産については、措置法第45条の2第1項各号並びに同条第2項及び第3項に規定されているが、「獣医業を営むもの」が適用対象法人である場合には、同条第1項第1号及び第2号に規定されている減価償却資産のみが本制度の適用対象資産となると解して差し支えないか
- 3 上記1及び2が是認されることを前提とした場合、所得税における青色申告書を提出する個人に対する措置法第12条の2（医療用機器等の特別償却）に規定する特別償却制度についても、上記1及び2と同様に解して差し支えないか

注：本制度の概要については、別紙参考を参照下さい。

【参考】

医療用機器等の特別償却制度について

1 特別償却制度とは

青色申告書を提出する個人又は法人で医療保健業を営むものが新品の医療用機器等を取得し事業の用に供した場合に、取得初年度において普通減価償却費に特別減価償却費を加算できるという制度。（租税特別措置法第12条の2及び第45条の2の規定参照）特別償却とは減価償却の前倒しであり、耐用年

数通算の減価償却費総額は普通償却と同じであるが、初年度の税負担を軽減すること（経費が多くなり税金が少なくなる。）により資金の早期回収効果が生じる。

2 今回の東京国税局の見解

(1) 特別償却制度の適用対象となる「医療保健業を営むもの」には獣医業が含まれる。

(2) 獣医業を営むものが取得し獣医業の用に供する医療用機器等のうち特別償却制度の適用対象となるものは以下の機器等とする。

ア 租税特別措置法第12条の2第1号及び第45条の2第1号医療用機器等

区 分	摘 要
対象機器等	医療用機器等のうち高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令で定めるもの (平成21年3月31日付け官報の別表1に掲げる機器等)
取得価額	1台又は1基 500万円以上
特別償却率	取得価額の14%

イ 租税特別措置法第12条の2第2号及び第45条の2第2号医療用機器等

区 分	摘 要
対象機器等	医療の安全の確保に資する機器等で政令で定めるもの (平成21年3月31日付け官報の別表2に掲げる機器等)
取得価額	制限なし
特別償却率	取得価額の20%

【注】租税特別措置法の医療用機器等の特別償却の関係規定

第12条の2 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から平成23年3月31日までの間に、次の各号に掲げる償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「医療用機器等」という）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器等の償却費として

必要経費に算入する金額は、所得税法第49条第1項の規定にかかわらず、当該医療用機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 100分の14

二 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 100分の20

三 (略)

第2項及び第3項 (略)

第45条の2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から平成23年3月31日までの間に、次の各号に掲げる償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「医療用機器等」という）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 100分の14

二 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 100分の20

三 (略)

第2項から第6項 (略)